

監査結果

サービス種別：介護予防通所リハビリテーション

令和5年3月31日現在（「事業所所在地」「事業所名」は監査日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
医療法人 愛生会	室戸市	老人保健施設あ さひ	H31.3.14 ～ R1.8.28	<p>1 運営規程を変更（営業日及び利用料その他の費用の額）しているにもかかわらず、変更の届出を行っていないことが認められた。</p> <p>2 重要事項説明書において、次の（1）及び（2）が認められた。 （1）重要事項説明書に不足する事項（事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況）がある。 （2）利用申込者又はその家族に交付・説明を行い、書面で同意を得た重要事項説明書について、書面で得た同意の署名等は事業所で保管していたが、説明し、同意を得た重要事項説明書を事業所で保管していない。</p> <p>3 運営規程に不足する事項（従業員の職務の内容及び通常の事業の実施地域）及び実態と相違する事項（事業の目的及び運営の方針及び従業員の職種、員数）が認められた。</p> <p>4 医師の勤務表を作成していないことが認められた。</p> <p>5 非常災害対策について、次の（1）から（4）までが認められた。 （1）非常災害に対する防災対策マニュアルに、不足する項目（施設を取り巻く危険及び避難生活の環境づくり）及び内容が不十分な項目（日頃からの取り組み及び被災直後の応急対応）がある。 （2）防災対策マニュアルにおける水害・土砂災害対策について、不足する項目（避難準備・高齢者等避難開始の発令段階での要配慮者避難誘導体制）がある。 （3）防災対策マニュアルの点検及び見直しが定期的に行われていない。 （4）地震・津波を想定した避難訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回実施していない。</p> <p>6 運動器機能向上加算を算定するにあたり、サービスの提供によるリスク及び緊急時の対応について、利用者に説明していないことが認められた。</p>	廃止済	